

平成26年9月

中之条町除染実施計画の概要

町では、平成24年5月に中之条町除染実施計画第1版を策定しました。この第1版では、平成23年11月～12月に測定した中之条町を1kmメッシュで区切った250箇所の測定ポイントから、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超える27地点を、除染区域として選定しました。

ただし、計画策定時には、選定された区域が積雪により平均的な空間線量率の測定が出来なかったことから、平成24年4月～6月にかけて詳細な測定を行いました。

その結果、第1版で選定した区域のほとんどが、国の示す除染基準である平均的な空間線量率 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未満の測定値となりました。

ただし、その区域内で、公園及び運動施設など $0.23\mu\text{Sv/h}$ を上回る高い値を示す施設が確認されたので、除染実施区域としました。（第2版）

また、第3版において、計画期間を平成25年3月から平成26年3月まで延長しました。

これに基づき、具体的に除染を進め、除染実施計画上の除染はすべて完了しています。

(1) 基本方針

汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドラインに基づき除染対象区域を定め、除染実施計画は町が主体となって策定し、国・県等関係機関及び住民並びに事業者等と連携して除染を実施していきます。

(2) 目標及び除染基準

除染区域において、地表から1m（子ども生活空間にあつては50cm）で空間線量率が 0.23 マイクロシーベルト/時以下（自然被ばく線量や医療被曝を除いた年間被ばく線量を1ミリシーベルト以下とする）とすることを目標とします。

除染基準は、平均空間線量率が地表から1m（子ども生活空間にあつては50cm）で 0.23 マイクロシーベルト/時を除染基準値とします。

(3) 除染対象区域について

除染実施計画の対象となる区域については、この度、すべての区域で積雪が解消された状態での空間線量率が測定され、除染の基準となる平均的な空間線量率が得られたので、別表の通り区域の測定値等を改訂します。

今回の測定の結果、ほとんどの区域で平均空間線量率が除染基準値を下回りました。ただし、その区域内でも地表の状況等から施設単位で高い値を示すホットスポットや雨樋の下や側溝などのマイクロホットスポットなどが確認されていますので、除染対象区域は第2版においても第1版の区域を継承するものとします。

（「中之条町除染実施計画 別表」を参照）

(4) 除染の方法と実施

除染は、国の示す「除染関係ガイドライン」に基づき、子どもに係る施設や生活空間を優先して、人にかかる生活空間について除染をおこないます。

除染の方法については国が示す対象施設により定められている方法で町が実施するものとします。対象によってはそれぞれ管理する主体と連携して実施します。

除染の実施に当たっては、区域内の施設等について実施前に詳細測定を行い平均空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、基本的に当該地点の除染は行わないものとします。

ただし、ホットスポットやマイクロホットスポットなど毎時0.23マイクロシーベルト以上を示す局所的に高い箇所が確認された際は、除染対象とするものとします。

今回の測定結果で、平均空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時を下回った区域の私有地では、実施者は所有者等とし、マイクロホットスポットを自ら除染し現場保管を行う場合に、除染物資の貸与及び支給等をし除染を支援します。

※ 町独自の除染及び支援

除染区域内外を問わず、子どもの生活空間等に係る公的な場所で、子どもが放射線の影響を受けやすいような状況の場所で、地表で0.23マイクロシーベルトを超える場合、町では独自に除染を行います。

なお、除染実施区域外の私有地であっても、除染基準値を上回るマイクロホットスポットを自ら除染し現場保管をする場合に対しても同様に支援を図るものとします。